

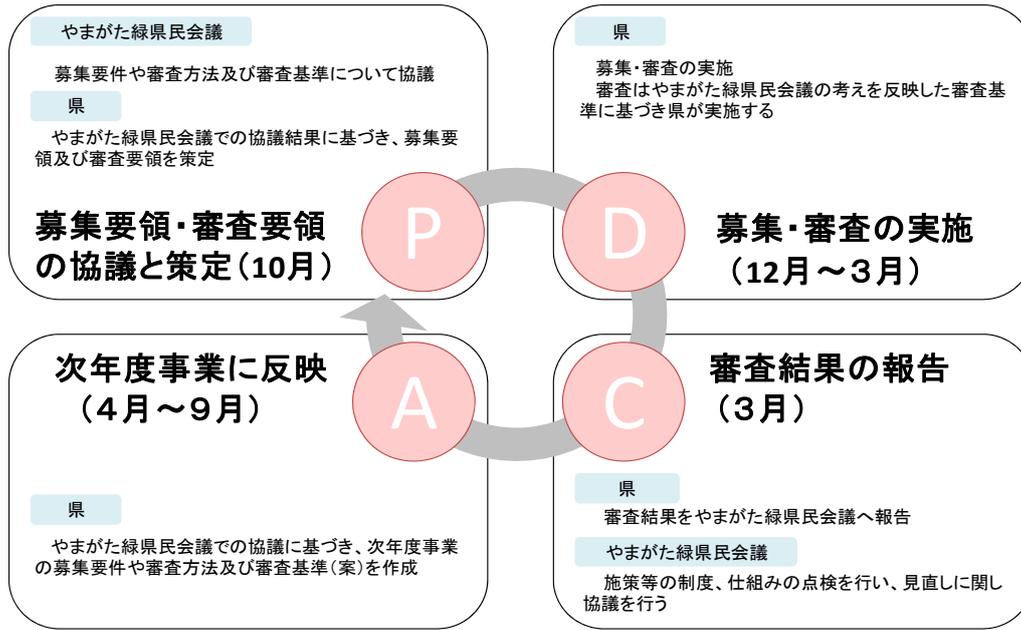
平成 30 年度以降の「山形県みどり豊かな森林環境づくり推進事業」審査方法について

1 現行の審査方法における問題点

3 月に開催されるやまがた緑県民会議における県民提案型の審議が 90 件を超え、かつ、情報漏えい防止等の観点から当日配布・当日回収となるため、十分な審議がお願いできていない状況。

2 やまがた緑県民会議における審査方法の改正（案）

- (1) 「県民からの公募事業の内容の審議」 → 「県による審査結果の報告」
- (2) 「募集要件や審査方法及び審査基準に関する協議」を追加



【参考】県民提案型審査等スケジュール（案）

		H29 事業		H30 事業	
		やまがた緑県民会議	事務手続き	やまがた緑県民会議	事務手続き
前年度	10月	(H28)		(H29) 募集要項や審査方法及び審査基準(案)に関する審議	・募集要領、審査要領の策定
	11月				・周知・PR
	12月		・募集要領、審査要領策定		・事業の募集 (12/20～1/31)
	1月	(H29)	・事業の募集(1/10～2/10)	(H30)	
	2月		・第1次審査		・第1次審査
	3月	県民からの公募事業の内容の審議	・第2次審査 ・事業の決定、結果の通知 ・交付要綱、実施要領の策定	県による審査結果の報告	・第2次審査 ・事業の決定 ・結果の通知 ・交付要綱、実施要領の策定
当年度	4月		・内示～事業の実施		・内示～事業の実施

やまがた緑県民会議設置要綱

(設置の目的)

第1条 やまがた緑環境税基金(以下「基金」という。)を充当する施策を適正かつ効果的に進めるため、基金充当事業に対しての意見の具申、施策効果の評価、検証を行うとともに、新たな森づくりの普及啓発の推進母体として「やまがた緑県民会議」(以下「県民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 県民会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基金充当事業の効果について評価、検証すること
- (2) 施策等の制度、仕組みの点検を行い、見直しに関し協議すること
- (3) 基金充当事業のうち県民からの公募事業の内容を審議し、採択の可否について意見を具申すること
- (4) 新たな森づくりの普及啓発を推進すること
- (5) その他目的達成のため必要な事項

(組 織)

第3条 県民会議は、14名程度の委員で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を知事が委嘱する。

- (1) 別に定める県民各層から選考された者
- (2) 県民会議の委員に応募した者の中から選考された者
- (3) 山形県議会議員で県議会から推薦を受けた者

3 県民会議の議長は、委員が互選した者をもって充てる。

- (1) 議長は、会議の議事を掌り県民会議を代表する。
- (2) 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、4月2日以降に委嘱された場合の任期は、その委嘱の日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、前条第2項の規定に準じ補欠委員の選任ができるものとするが、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。

(会 議)

第5条 県民会議は、年3回を定例とし議長が招集する。

2 県民会議は、前項に定めるほか必要に応じて議長が招集することができる。

3 議長は、必要に応じ有識者及び関係課職員等の会議への出席を求めることができる。

4 会議及び議事録は、別に定めるところにより公開する。

(庶 務)

第6条 県民会議の庶務は、環境エネルギー部みどり自然課において行う。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月22日から施行する。

この要綱は、平成21年3月9日から施行する。

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

この要綱は、平成27年2月3日から施行し、同年4月1日から適用する。